

# 支援金詳細

## 人材開発支援助成金（特定訓練コース・一般訓練コース）

事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

地域	
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	人材育成・雇用
対象	支給対象事業主：雇用保険適用事業所の事業主 等 訓練対象者：申請事業主または申請事業主団体等の構成事業主における被保険者
公募期間	～
上限金額・助成金	特定訓練コース：経費助成45%または60%（1人あたり限度額10万円～50万円） 一般訓練コース：経費助成30%または45%（1人あたり限度額7万円～20万円） 詳細は以下URLを参照してください
給付要件	特定訓練コース：実訓練時間数が10時間以上であること等 一般訓練コース：実訓練時間数が20時間以上であること等
その他	対象経費：部外の講師への謝金・手当、部外講師の旅費 等
問合せ先	対象労働者が所属する雇用保険適用事業所を管轄する労働局にお問い合わせください
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html</a>